

土壌の汚染に係る環境基準

平成3年8月23日 環境庁告示第46号 最終改正:令和2年4月2日号外 環境省告示第44号

項 目	環境上の条件（基準値）
ガドミウム	0.003mg/L 以下 (米) 0.4mg/kg 以下（農用地）
全シアン	検出されないこと。
有機燐（りん）	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒（ひ）素	0.01mg/L 以下 (土壌) 15mg/kg 以下（農用地(田に限る。))
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
銅	(土壌) 125mg/kg 未満（農用地(田に限る。))
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01→0.003mg[※]、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03→0.009mg[※]、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

土壌汚染対策法に係る特定有害物質 及び指定区域の指定基準

土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）最終改正：平成30年9月28日政令第283号

分類	特定有害物質	地下水基準 (環境省告示第17号)	土壌溶出量基準 (環境省告示第18号)	土壌含有量基準 (環境省告示第19号)
第一種特定有害物質	クロロエチレン	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	—
	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	—
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	0.004mg/L以下	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	—
	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下	—
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	—
	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	—
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	1mg/L以下	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下	—
	トリクロロエチレン	0.03→0.01 [*] mg/L以下	0.03→0.01 [*] mg/L以下	—
	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	—
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.01→0.003 [*] mg/L以下	0.01→0.003 [*] mg/L以下	150→45 [*] mg/kg以下
	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下	250mg/kg以下
	シアン化合物	検出されないこと	検出されないこと	50mg/kg以下
	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.0005mg/L以下	15mg/kg以下
	アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	
	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
	砒素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
	ふっ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.8mg/L以下	4,000mg/kg以下
	ほう素及びその化合物	1mg/L以下	1mg/L以下	4,000mg/kg以下
	シマジン	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	—
第三種特定有害物質	チオベンカルブ	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	—
	チウラム	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下	—
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	検出されないこと	—
	有機りん化合物	検出されないこと	検出されないこと	—

※令和3年4月1日施行